

1 1 月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第17号	直方市学校規模適正化基本指針検討委員会規則の制定について	学校教育課
議案第18号	直方市学校規模適正化基本指針検討委員会への諮問について	〃

◎協議事項

番号	案件名	課名
-	-	-

◎報告事項

番号	案件名	課名
報告第30号	直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	こども育成課
報告第31号	直方市地域子ども・子育て支援事業（特例措置分）における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	〃
報告第32号	直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱	〃

- ◎その他
- ・ 1 2 月行事について（学校教育課 当日配布）
 - ・ 会議録署名委員の指名について

1 1 月定例教育委員会 付議案件表（追加）

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第19号	公民館運営審議会委員の委嘱について	文化・スポーツ推進課

教育委員会行事報告

令和5年10月11日～令和5年11月14日

10月

11	水	直方市教育委員会訪問（直方南小） 福地小「ようこそ先輩」NISSAN総合研究所横浜ラボ 上田哲朗さん講話
12	木	徹底反復学習学校訪問（福地小）
13	金	直方市教育委員会訪問（中泉小）
14	土	校区対抗パークゴルフ大会
15	日	下境小運動会 東蓮寺藩誕生400年記念事業 ・講演「東蓮寺藩誕生時の高取焼の状況について」（直方市中央公民館） ・武術（双水執流）演舞観覧（遠賀川水辺館）
16	月	教育長会（北九州教育事務所） 第4回教科用図書調査研究協議会 北九州教育事務所管内不祥事防止対策推進委員会
17	火	
18	水	直方市教育委員会訪問（新入小）
19	木	九州都市教育長協議会並びに研究大会（沖縄県 名護市）
20	金	〃
21	土	
22	日	新入ひまわりこども園 落成式 「秋月鎧揃え」（直方歳時館）
23	月	
24	火	「これからの授業」研修会（直方三中）
25	水	徹底反復学習学校訪問（直方東小）
26	木	
27	金	福岡県市町村教育委員会連絡協議会第2回役員会（県庁）
28	土	直方子ども音楽祭（ユメニティ直方 大ホール） 英語発表会（ユメニティ直方 小ホール） 東蓮寺と秋月ミュージアムトーク（直方市中央公民館）
29	日	こども相撲教室（直方市民体育センター） 直方市ハートフル奨学金面談審査
30	月	
31	火	

11月

1	水	11月定例校長会議 県重点課題 最終報告会 遠賀町島門小・遠賀中 福地校区防災及び消防訓練・環境美化研修2023
2	木	直方市教育委員会訪問（直方二中）
3	金	SOMPOボールゲームフェスタ（直方市体育館） 直方文化連盟作文・俳句コンクール表彰式（直方市中央公民館）

4	土	
5	日	光月流太鼓・林流抱え大筒実演 講演会（直方市中央公民館・遠賀川河川敷） こども相撲教室（直方市民体育センター）
6	月	直方市学校保健会研修会（直方市中央公民館） 管理職面談
7	火	浅香山親方市長表敬訪問 〃
8	水	徹底反復学習学校訪問（下境小） 〃
9	木	北九州地区市町教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会（北九州教育事務所） 学力向上推進拠点校初年度報告会（直方二中）
10	金	直方市小中一貫研究会（三中校区） 自公連創立10周年記念祝賀会
11	土	
12	日	新入小150周年記念式典 こども相撲教室（直方市民体育センター）
13	月	直方市の表彰式典
14	火	定例教育委員会 直方市総合教育会議 直方市人権問題講演会

教育委員会行事予定

令和5年10月11日～令和5年11月14日

11月	15	水	
	16	木	教育長会（北九州教育事務所） 県教育委員会幹部職員との意見交換会（北九州教育事務所） 臨時校長会
	17	金	県重点課題 中間報告会（中間市中間小） 年末年始特別警戒出動式 保・幼・小交流研究会（感田保育園） 議会12月 定例会告示
	18	土	
	19	日	シンポジウム「直方の町の起こりの時」ユメニティのおがた 小ホール
	20	月	
	21	火	直方市小中一貫研究会（二中校区）感田小
	22	水	直方市小中一貫研究会（植木中校区）植木中
	23	木	
	24	金	提案説明
	25	土	基調講演・シンポジウム「魅惑の織部高取」（九州桃山茶陶研 究会）
	26	日	
	27	月	一般質問
	28	火	一般質問
	29	水	一般質問
	30	木	一般質問
12月	1	金	
	2	土	
	3	日	
	4	月	質疑
	5	火	委員会
	6	水	委員会
	7	木	委員会
	8	金	採決
	9	土	
	10	日	
	11	月	
	12	火	定例教育委員会

議案第 17 号

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会規則の制定について

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会規則の制定について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 11 月 14 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により提案するものである。

○直方市学校規模適正化基本指針検討委員会規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、直方市附属機関設置条例（平成28年直方市条例第30号）第4条の規定に基づき、直方市学校規模適正化基本指針検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所管事務）

第2条 委員会は、直方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議し、教育委員会に報告する。

- （1）市立学校の規模適正化に関する基本的な指針に関すること。
- （2）市立学校の適正な学校規模に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、7人以内とし次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）直方市立小学校の校長
- （3）直方市立中学校の校長
- （4）幼児教育に関して識見を有する者
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

（任期等）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校規模適正化担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会への諮問について

直方市学校規模適正化基本指針の策定にあたり、調査及び審議について直方市学校規模適正化基本指針検討委員会へ諮問する。

令和 5 年 11 月 14 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 14 号の規定により提案するものである。

直 教 学 第 号
令和 5 年 月 日

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会 様

直方市教育委員会

諮 問 書 (案)

下記のことにつきまして、諮問いたしますので、調査及び審議下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 市立学校の規模適正化に関する基本的な指針に関すること。
- (2) 市立学校の適正な学校規模に関すること。

議案第 19 号

公民館運営審議会委員の委嘱について

直方市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 11 月 14 日
直方市教育委員会
教育長 山本 栄司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 10 号の規定により提案するものである。

直方市公民館運営審議会委員候補者

1. 前任者の辞任（令和 5 年 9 月 2 1 日付け）に伴い、後任として新たに自治区公民館連合会から推薦された以下候補者に、直方市公民館運営審議会委員を委嘱するもの。

選出方法	選出区分	再任 新任	所 属	肩書	氏 名
団体推薦	社会教育関係者	新任	自治区公民館連合会	副会長	松尾 直記

任期：令和 5 年 1 1 月 1 4 日から令和 6 年 1 0 月 5 日まで（ ※ 前任者の残任期間 ）

直方市公民館運営審議会委員名簿

任期：令和４年１０月６日から令和６年１０月５日まで（２年）

選出方法	選出区分	再任 新任	所 属	肩書	氏 名
団体推薦	学識経験者	新任	直方市議会	市議	高宮 誠
団体推薦	社会教育関係者	新任	自治区公民館連合会	副会長	松尾 直記
就任依頼	学校教育関係者	新任	直方市小学校長会	会長	塩田 昌伸
就任依頼	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	新任	直方市幼稚園協会	会長	大和 貴彦
就任依頼	社会教育関係者	再任	筑豊美術協会	副会長	曾根 富久恵
			公民館主催事業「趣味の講座」	講師	
就任依頼	社会教育関係者	新任	公民館主催事業「はつらつ塾」	講師	衛藤 真理子
就任依頼	社会教育関係者	再任	歴史ボランティア直方を語る会 「とおれんじ」	事務局長	榊 正澄
			直方郷土研究会	会員	

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
(平成26年直方市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項後段中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 省略 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) 省略 2 省略 (特別利用教育の基準) 第36条 省略 2 省略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 省略 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) 省略 2 省略 (特別利用教育の基準) 第36条 省略 2 省略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中 _____ _____ _____ 「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」

「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

平成26年10月1日

条例第22号

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条―第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条―第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条・第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

をいう。

- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。
- (20) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (21) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (22) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育

に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(24) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(25) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(26) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(27) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(28) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定

員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前

子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確認するものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者からの利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請

が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（教育・保育の提供の記録）

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払いを受けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるも

のの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者との同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に2人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当する者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育認定子

どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する特定教育・保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
 - (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
 - (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。）
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待防止のための体制整備に関する事項
 - (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの性別、国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

2 市は、教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該教育・保育給付認定子どもの保護者（以下この項において「特定支給認定保護者」という。）が属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する場合において、特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部の助成を行うものとする。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条 削除

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、

必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下、この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付

認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

（2） 第12条の規定による特定教育・保育の記録

（3） 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

（4） 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（5） 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又

は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前

子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては、6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就

学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事

業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5号までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- （2） 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- （3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- （1） 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳児及び幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳児及び幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- 7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。
（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業者に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育教育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育教育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定地域型保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用の

種類、支払を求める理由及びその額

(6) 利用定員

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待防止のための体制整備に関する事項

(11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

- (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場

合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満教育・保育給付認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるの

は「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第54条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「支払を」とあるのは「支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

(特定保育所の義務)

- 3 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- 4 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4項に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

直方市地域子ども・子育て支援事業（特例措置分）における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市地域子ども・子育て支援事業（特例措置分）における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱（令和3年直方市告示第148号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

直方市地域子ども・子育て支援事業（特例措置分）における新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金交付要綱

第1条中「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策」を「新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援」に改める。

第3条中「新型コロナウイルス感染症対策支援」を「新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援」に改め、「、(3)」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による直方市地域子ども・子育て支援事業（特例措置分）における新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

直方市地域子ども・子育て支援事業(特例措置分)における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正

する告示 新旧対照表

新	旧
直方市地域子ども・子育て支援事業(特例措置分)における<u>新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金交付要綱</u> (目的) 第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)第3条の規定に基づき、直方市が実施する地域子ども・子育て支援事業(特例措置分)における<u>新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業補助金</u>に関し必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え感染拡大防止の徹底を図り、もって地域子ども・子育て支援事業を継続的に実施することを目的とする。 (補助金の額) 第3条 補助金の額は、毎年度国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成28年7月20日付府子本第474号)別紙 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の部 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)の款 3の項 3基準額の欄 <u>新型コロナウイルス感</u>	直方市地域子ども・子育て支援事業(特例措置分)における<u>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策</u> 事業補助金交付要綱 (目的) 第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)第3条の規定に基づき、直方市が実施する地域子ども・子育て支援事業(特例措置分)における<u>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策</u> 事業補助金に関し必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え感染拡大防止の徹底を図り、もって地域子ども・子育て支援事業を継続的に実施することを目的とする。 (補助金の額) 第3条 補助金の額は、毎年度国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成28年7月20日付府子本第474号)別紙 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の部 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)の款 3の項 3基準額の欄 <u>新型コロナウイルス感</u>

感染症に係る事業継続支援事業(1)、(2) _____の規定により算出した額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

感染症対策支援 _____事業(1)、(2)、(3)の規定により算出した額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱に関し必要な事項を定めることにより、コロナ禍における原油価格・物価高騰により負担が生じている直方市内の保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）に対して、光熱費及び送迎バスの燃料費等の上昇分相当額を支援することにより、保育サービスの質を確保するため、光熱費及び送迎バスの燃料費の上昇分の一部について、直方市保育所等物価高騰対策費補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については福岡県保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱の定めるところによるものとし、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

（補助の対象）

第2条 この補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育所等が物価高騰対策として、光熱費及び送迎バスの燃料費の上昇分について、必要な経費を業者に支払う事業とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業者区分に応じ、当該各号に定める1人あたりの補助単価の合計額に令和5年7月1日時点の利用定員数を乗じた基準額と、令和5年4月から令和5年9月までの保育所等の光熱費及び送迎バスの燃料費上昇分の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額とする。

- (1) 高圧受電施設 2,900円
- (2) 都市ガス使用施設 500円
- (3) バス送迎実施施設 400円

（交付申請）

第4条 保育所等は、補助金の交付を受けようとするときは、直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その

決定について、直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により保育所等に通知するものとする。

（変更交付申請）

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた保育所等は、交付決定後に申請の内容が変更となる場合は、直方市保育所等物価高騰対策費補助金変更交付申請書（様式第3号）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（変更交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、直方市保育所等物価高騰対策費補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により保育所等に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 保育所等は、補助事業が完了したときは速やかに、直方市保育所等物価高騰対策費補助金実績報告書（様式第5号）に支出の状況が分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により保育所等に通知する。

（精算請求）

第10条 保育所等は、補助金の額が確定したのちに、直方市保育所等物価高騰対策費補助金（精算払）請求書（様式第7号）により市長に請求することができる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 添付書類
 - ・事業計画書
 - ・予算書

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
交付の場合の補助金額	円
不交付の場合の理由	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市保育所等物価高騰対策費補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

交 付 決 定 額	円
今回変更申請額	円（総額）
変 更 理 由	

※変更理由が確認できる書類（変更事業計画書・変更予算書）を添付

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策費補助金変更交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
不交付の場合の理由	
変更決定額	円（変更前 円）
変更理由	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市保育所等物価高騰対策費補助金実績報告書

標記補助金について、必要書類を添えて実績報告します。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付額確定通知書

下記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金額 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市保育所等物価高騰対策費補助金（精算払）請求書

年 月 日付 第 号で補助金額確定通知を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 確定補助金額
- 円
2. 精算請求額
- 円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- ・事業計画書
- ・予算書

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
交付の場合の補助金額	円
不交付の場合の理由	

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市保育所等物価高騰対策費補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

交 付 決 定 額	円
今回変更申請額	円（総額）
変 更 理 由	

※変更理由が確認できる書類（変更事業計画書・変更予算書）を添付

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策費補助金変更交付（不交付）決定通知書

標記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	交付 ・ 不交付
不交付の場合の理由	
変更決定額	円（変更前 円）
変更理由	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地

施設名

代表者名

直方市保育所等物価高騰対策費補助金実績報告書

標記補助金について、必要書類を添えて実績報告します。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

直方市長

直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付額確定通知書

下記補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金額 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

直方市長 様

施設所在地
施設名
代表者名

直方市保育所等物価高騰対策費補助金（精算払）請求書

年 月 日付 第 号で補助金額確定通知を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 確定補助金額

円
2. 精算請求額

円